

鳥取県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、診療所を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うつぶき歯科クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目2971-50	平成21年6月1日